

令和9・10年度 松伏町学校給食用物資納入業者指定申請要領

令和9・10年度に松伏町学校給食センター(以下「給食センター」という。)が発注する学校給食用物資の納入を希望する方は、次のとおり、申請書および添付書類を提出してください。今回の申請による有効期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間です。

なお、本指定は、上記登録期間内における松伏町での学校給食用物資納入資格を取得するものです。指定されることにより、松伏町からの学校給食用物資の発注を確約するものではありません。あらかじめ御了承ください。

御不明な点がございましたら、給食センターへお問い合わせください。

1 申請受付方法及び期間

申請に必要な書類を揃え、下記の受付期間に持参又は郵送にて、給食センターへ提出してください。

松伏町学校給食センター 〒343-0105 埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島1515番地2 電話:048-992-2161(直通) FAX:048-992-3192
--

(1)窓口持参の場合

令和8年8月31日(月)まで

なお、土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

(2)郵送の場合

令和8年8月28日(金)消印有効

2 申請資格

【全般】

- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。
- ロ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされていない者(会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を含む。)であること。
- ハ 国税(消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業者にあっては所得税)について未納がないこと。
- ニ 申請日直前1年分の地方税(法人の場合は法人町民税、個人事業者の場合は個人町民税。ただし、松伏町に営業所を有する場合等に限る。)について未納がないこと。
- ホ 営業に関して、許可・認可・登録等を受けることとされているもので、それらを受けて

いること。

- ハ 松伏町暴力団排除条例(平成24年松伏町条例第15号)第2条に該当する者でないこと又は第2条に該当する者の関与や利用する者でないこと。(松伏町暴力団排除条例第7条)

【経営規模】

- イ 営業経歴が正しく、経営状態が良好であること。
- ロ 常時営業を続けていること。
- ハ 店舗、販売等固定した営業施設を有し連絡設備があること。

【信用状況】

- イ 営業経歴が正しく、経営状態が良好であること。
- ロ 食品に対して、法律並びに諸規定が順守されていること。
- ハ 納税義務が履行されていること。
- ニ 引続き2年以上営業していること。

【衛生状況】

- イ 保健所食品衛生監視票が良好であること。(青果事業者を除く)
- ロ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ハ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷凍冷蔵設備、その他衛生上必要な設備が完備していること。
- ニ 製品販売業者については、倉庫、冷凍冷蔵倉庫その他衛生上必要な設備が完備していること。

【供給能力】

- イ 指定した場所に納入できること。
- ロ 指定した日時に納入できること。
- ハ 指定した物資を納入できること。

【遵守事項】

納入にあたり、常に学校給食の重要性を認識し契約の条項を遵守するとともに、松伏町学校給食センター物資調達要項及び指示に従い誠意をもって業務を遂行する。

3 配送先

配送の対象となる学校等は、次のとおりです。

基本的な学校給食用物資は、給食センターへの配送になります。牛乳、パン、麺やデザート等については、下記6か所に配送を依頼します。

	名称	所在地
1	学校給食センター	松伏町大字田島1515番地2
2	松伏小学校	松伏町ゆめみ野東1丁目1番地 2
3	金杉小学校	松伏町大川戸3854番地
4	松伏第二小学校	松伏町田中1丁目4番地6
5	松伏中学校	松伏町大字大川戸1136番地
6	松伏第二中学校	松伏町大字上赤岩711番地

4 申請に必要な書類

登録の要件を満たしているか確認するため、次頁の書類を提出してください。

提出書類は各1部、A4サイズで作成します。1から11までを順番に並べ(ホチキス等としない)、封筒に封入して提出してください。書類不足の場合は受付できません。

なお、書類等の確認のため、御連絡する場合があります。

提出書類		法人	個人	備考
1	指定申請書	○	○	<input type="checkbox"/> 別紙記入例を参照。
2	登記事項証明書(写)	○		<input type="checkbox"/> 全部記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 申請日前3か月以内のもので、現状を反映しているもの。
3	本人確認書類(写)		○	<input type="checkbox"/> 官公署が発行(運転免許証など)
4	印鑑証明書	○		<input type="checkbox"/> 申請日前3か月以内のもの。 <input type="checkbox"/> 使用印鑑届と併せて提出。
	印鑑登録証明書		○	<input type="checkbox"/> 申請日前3か月以内のもの。
5	法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書	○	○	<input type="checkbox"/> 法人はその3の3 <input type="checkbox"/> 個人はその3の2
	町税完納証明書	○	○	<input type="checkbox"/> 松伏町に現住所、本店又は支店、営業所がある場合のみ該当。 <input type="checkbox"/> 法人は法人町民税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 個人は個人町民税の納税証明書
6	食品営業許可証(写)	○	○	<input type="checkbox"/> 食品衛生法に基づく許可を要する事業所のみ該当。
	営業届出書(写)(保健所の収受印付き)	○	○	<input type="checkbox"/> 食品衛生法に基づく届出を要する事業所のみ該当。 <input type="checkbox"/> 食品衛生申請等システムでオンライン手続きした場合は、申請が完了していることがわかる箇所を印刷。
7	食品衛生監視票(写)	○		<input type="checkbox"/> 最新のもの。 <input type="checkbox"/> 青果物の事業者を除く。
8	従業員検便成績表	○	○	<input type="checkbox"/> 食品の製造、取扱いに携わる者すべて。 <input type="checkbox"/> 公的機関による腸内病原性細菌培養検査。申請日前1か月以内のもの。 <input type="checkbox"/> 検査項目は、サルモネラ菌、赤痢菌、病原性大腸菌O157。
9	生産設備の配置図	○		<input type="checkbox"/> 生産設備の詳細がわかるもの。
	発送元からの配送経路図	○	○	<input type="checkbox"/> 給食センターまでの配送経路がわかるもの。
	配送先までの所要時間	○	○	<input type="checkbox"/> 配送先までの所要時間を記載。
10	委任状	○		<input type="checkbox"/> 本社以外で登録申請の場合は、本社の代表者からの委任状を添付する。

5 工場及び営業所等の視察について

町が必要と判断した場合、申請受付期間終了後に日程調整を行い、工場及び営業所等の視察を行います。

6 その他

(1) 審査結果は、郵送にてお知らせします。

(2) 次の①～⑤に該当する場合、指定の停止又は取消しを行う場合があります。

① 物資に関わる法令違反又は監督官庁の命令により業務を停止されたとき。

② 松伏町学校給食用物資納入業者登録基準に違反したとき。

③ 見積時と異なる物資を納入したとき。

④ 見積に応じず、連絡や届出を行わないとき。

⑤ 細菌検査成績表を提出しないとき。